

行政常任委員会

平成30年10月31日（水）

午前10時49分開 会

○南委員長 改めまして、おはようございます。

ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

先ほどは、病院の台風被害の施設を現地視察していただきまして、ありがとうございました。

それでは、早速ですが、議案第65号、損害賠償の額を定めることについてを、市民サービス課長のほうから、その前に、もし市長が、何かありましたら。

○加藤市長 おはようございます。

先ほどは、病院の被害状況等々御視察いただきまして、本当にありがとうございました。

まず、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、このように行政常任委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会に付託されております議案第65号、損害賠償の額を定めることについてを初めとする議案3件につきまして、所管課から説明いたさせますので、よろしく御審議賜わり、御承認賜わりますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、挨拶とかえさせていただきます。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、市民サービス課長、お願いいたします。

○内山市民サービス課長 それでは、議案書を通知させていただきます。

よろしいですか。

それでは、議案第65号、損害賠償の額を定めることについてでございます。

台風被害による損害賠償の額を次のとおり定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事故の概要につきましては、平成30年9月30日の午後11時ごろでございます。台風24号による避難所開設のために三木浦漁村センター2階を使用していた際に、強風による風圧で玄関ガラス戸が開閉し、ガラス戸1枚が破損したことによるものでございます。

損害賠償の額は4万2,741円ということで、玄関ガラスでございますので、

業者に早急に修理をお願いしまして、15日月曜日に修繕を終えたところでございます。

なお、今回、議案の議決をいただいた後に、相手側と示談書について協議を進めたいと考えております。

よろしくをお願いいたします。

以上です。

○南委員長 ただいまの議案65号について、御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 よろしいですね。

それでは、続きまして、議案第66号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決についての説明を、財政課長より求めたいと思います。

○宇利財政課長 財政課です。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第66号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決についてにつきまして、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算書(第5号)及び予算説明書並びに委員会資料に基づき、財政課から一括して説明をさせていただきます。

平成30年度尾鷲市一般会計補正予算書(第5号)及び予算説明書の1ページをごらんください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ608万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ98億3,427万3,000円とするものでございます。

続きまして、第2項第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。

8ページ、9ページをごらんください。

歳入でございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、補正額608万6,000円を追加し、8億7,985万8,000円とするものでございます。今補正の財源のため、繰り入れを行うものでございます。

今補正の結果の年度末基金残高見込みでございますが、資料の1ページをごらんください。

今回の補正での財政調整基金の取り崩し額が608万6,000円となり、財政

調整基金の平成30年度末残高は4億8,509万7,000円、基金総額の残高は16億7,267万7,000円となる見込みでございます。

続きまして、歳出でございます。

予算書にお戻りいただき、予算書の10ページ、11ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、13目コミュニティセンター費は、補正額4万3,000円を追加し、2,480万9,000円とするものでございます。

資料の2ページをごらんください。

被災した箇所は、この写真のとおりの部分となっております。先ほど、議案65号の中で説明がありましたが、台風24号による避難所開設のため、三重外湾漁協協同組合三木浦事務所を使用中、2階玄関ガラス扉が強風による風圧で開閉したことにより、ガラス扉1枚が破損したもので、その修繕に要した費用に対する賠償金でございます。

予算書の10ページ、11ページにお戻りください。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、補正額19万2,000円を追加し、3億858万1,000円とするものでございます。

資料の3ページをごらんください。

この事務局費の補正は、いずれも教員住宅の災害となっております。

まず、九鬼教員住宅は、台風21号により被災した屋根の修繕でございます。

次ページをごらんください。

須賀利教員住宅は、台風21号により被災した屋根の修繕でございます。

続きまして、次ページをごらんください。

三木浦教員住宅は、台風24号により被災した屋根の修繕でございます。

修繕の見込み額につきましては、左上に記載してある修繕料となっております。

予算書の10ページ、11ページにお戻りください。

2項小学校費、1目学校管理費は、補正額188万4,000円を追加し、7,335万8,000円とするものでございます。

資料の6ページをごらんください。

小学校費の補正は3校となっております。

まず、三木小学校ですが、台風20号、21号及び24号により被災した校舎の外壁、屋根及び講堂の瓦修繕でございます。

次ページをごらんください。

三木里小学校は、台風21号及び24号により被災した校舎外壁、講堂ひさし及

び正門石垣の修繕でございます。

次ページをごらんください。

九鬼小学校は、台風20号、21号により被災した校舎の屋根及び講堂の屋根の修繕でございます。

予算書の10ページ、11ページにお戻りください。

3項中学校費、1目学校管理費は、補正額87万6,000円を追加し、2,831万5,000円とするものでございます。

中学校学校管理費の立木伐採作業手数料18万1,000円につきましては、台風24号により、倒木のおそれのある危険木の撤去でございます。

中学校施設整備事業の修繕料69万5,000円につきましては、台風20号、21号及び24号による屋根、窓ガラス等の破損に対する尾鷲中学校及び北輪内中学校に係る修繕費用でございます。

資料の9ページをごらんください。

輪内中学校校舎にある木が強風により傾いており、伐採撤去するものでございます。

次ページをごらんください。

尾鷲中学校は、校舎ガラス、フェンスの修繕であり、次ページをごらんください、北輪内中学校が、校舎屋根、外壁の修繕でございます。

予算書にお戻りいただき、予算書の12ページ、13ページをごらんください。

4項幼稚園費、1目幼稚園費は、補正額189万1,000円を追加し、3,315万円とするものでございます。

資料の12ページをごらんください。

三木幼稚園が、台風20号及び24号により屋根を破損したことによる修繕費用でございます。

予算書の12ページ、13ページにお戻りください。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目現年発生農林水産業施設災害復旧費は、補正額120万円を追加し、320万円とするものでございます。

資料の13ページをごらんください。

工事請負費の内容につきましては、林道が、台風20号、21号及びその後の大雨により崩落した林道大根須賀利線の土砂撤去及び、次ページをごらんください、林道酒醒川線の延長30メートルの路肩盛り土の復旧工事でございます。大根須賀利線の撤去土砂を酒醒川線の盛り土に使用するため、2路線を一括工事として実施

いたします。工事費は170万円の見込みでございます。

続きまして、次ページをごらんください。

農業用水路は、台風20号、21号及びその後の大雨により洗堀された農業用水路のり面の復旧及び水路のかさ上げを実施いたします。工事費は50万円の見込みでございます。

補正予算の説明は以上でございますが、災害関連として、今後の対応が必要とするものがございますので、あわせて各課長より御説明申し上げます。

資料の16ページをごらんください。

まず、事案としては、台風24号による強風で、矢浜にある普通財産のうちの樹木1本が根ごと倒れ、近接する個人の財産を破損させたものでございます。

破損個所はフェンス及びユニットバスで、これらの災害賠償を求められているもので、顧問弁護士に相談した結果、台風24号の瞬間最大風速39.9メートルは、多くの樹木が倒れる猛烈な風とは言えず、実際に付近にほかに倒れた木がないことから、不可抗力との主張は難しいということで、相手方に何ら過失がなかったことなどから、賠償については全面的に行うことになるかと判断し、現在、保険対応を含め、交渉中でございます。

次ページをごらんください。

続きましては、小原野での事案ですが、こちらも、台風24号による強風により、小原野にある普通財産内の樹木1本が中途より折れ、落下し、近接する個人の財産を破損させたものです。破損個所は、屋根及び井戸のポンプ配管でございます。

この件についても、顧問弁護士に相談した結果、今回折れた樹木の真横に同じ太さの樹木があり、そちらには何も被害がなかったことや相手方に何ら過失がないことなどからも、矢浜同様、全面的に賠償することになると判断し、現在、保険対応を含め、交渉中でございます。

どちらも、全額が保険対象となると考えており、議会に報告ができるようになり次第、速やかに御報告申し上げます。

○内山水産農林課長　　済みません、水産農林課です。よろしく申し上げます。

資料の18ページをお願いします。

先ほどの雨駄農業用水路のり面の洗堀によりまして、写真②のように、民家のブロック塀を倒壊させております。原因は、農業用水路からあふれた水によるり面が崩落したことでございます。

このような件につきまして、損害賠償責任についてなんですけれども、この案件

について顧問弁護士に相談した結果、参考事例としましては、横浜地裁の判例が挙げられて、いろいろ教えていただきました。判例では、大雨の、大量の雨が降った翌朝に、雨によって運ばれた落ち葉により水路が詰まり、あふれ出たことが原因であり、水路管理者の責任が認定されたものでございます。なお、裁判例では、水路管理者から不可抗力の主張がなされましたが、裁判所は、大雨洪水警報が発生されたといった事例を勘案した上で、水があふれ出たことは予測不可能ではないと言えないとして、当該の不可抗力の主張を退けたものでございます。

よって、判例を参考といたしまして、本件の水路の水の詰まりにつきましては、水路管理者である市に責任があるというふうに考えまして、市が損害賠償を行うことを考えております。現在、損害賠償につきましては、保険対応を含め、交渉中でありまして、現在、議会で報告できるようになり次第、速やかに報告したいと考えております。

もう一つ、委員長、告知がありますので、よろしく申し上げます。

○南委員長　それでは、続いて。

○内山水産農林課長　今年度の主伐事業についてなんですけれども、主伐における伐採搬出の契約を8月に交わしまして、現場からの搬出を10月から行っております。先般、10月29日に、尾鷲木材市場記念市に、競りに第1回かけまして、途中になりますけれども、詳細につきましては、また12月議会のほうで報告させていただきたいと思っております。

水産農林課からの報告は以上でございます。

○南委員長　ありがとうございました。

○内山教育総務課長　資料の10ページをごらんください。

尾鷲中学校の西側防球フェンスにつきましては、台風20号、21号により破損したため、間近に迫った台風21号、24号に備えるために、緊急的に仮保守・修繕を行ったものでございます。

西側防球フェンスの抜本的な機能回復のための改修につきましては、地方債など特定財源が見込めないことから、補正予算での対応は困難であると判断し、平成31年度予算で対応させていただきたいと、このように考えております。

補正予算に関する説明につきましては以上でございます。

○南委員長　これで、全員ですね。

ありがとうございました。

議案第66号の説明を承ったので、まず、議案のほうからの質疑へ入りたいと思

いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

○濱中委員 台風の修理のいいんですね。

○南委員長 まず、議案のほうからね。

あとの農林の報告は、また後でということ。

○濱中委員 この台風の修繕の、特にこの資料の3ページなんか見ますと、九鬼、須賀利、三木浦のこの教員住宅は、現在使われていないですよ。それで、今後使う予定があるのかどうかということと、今回の修繕がどの程度のものかをもう少し詳しくいただきたいのと、あと、これ、教育から出てきておるということは、いまだに教育財産のままなのかなと思うんですけども、これは、多分学校の附帯というふうな考え方なのか、これ、1個ずつが分かれて、学校の休校、廃校と関係があるのかというあたりをもう少し説明ください。

○内山教育総務課長 まず、それぞれの修繕内容について御説明申し上げます。

まず、九鬼の教員住宅につきまして、屋根が破損しまして、費用としては7万6,000円程度。次に、須賀利の教員住宅につきましても、屋根の破損で、6万円程度です。それから、三木浦の教員住宅につきましては、5万4,000円程度、合わせて19万1,000円余りの修繕を見込んでおります。

教員住宅についての考え方なんですけれども、まず、今委員おっしゃられたように、現在は3カ所とも入居者はありません。ただし、相当建築年数がたっておりますので、古くはございますけれども、入居は可能な状況となっております。

教育委員会としましては、今現在、屋根が破損した際に補修をせずにはおくと、また、その補修がなお一層ひどくなるということも加味いたしまして、補修することといたしました。

それから、休校と廃校との関連のお話だったかと思いますが、今現在、尾鷲市の小中学校については、休校というところと廃校というところがございまして、ただし、その休校と廃校の基準については、例えば年数であったりとか、地元の合意であったりとかといった、そういった特別に設けた基準はございませんので、今後、当然まず、学校が一旦休校と、休校というか、閉校となった場合には、まずは一旦休校とすると。ただし、今後、地元の方々の利活用も含めて、その休校となった学校を今後どういった活用をしていくのかということで、今後、使用見込みがないとある一定の判断をしたときには廃校という手続も今後、考えていく必要があるのではないかと考えています。

以上でしたかね。

○濱中委員　この須賀利の教員住宅を見ると、確かに屋根の破損はわかりますけど、この窓の、雨戸ですかね、これ、ぼろぼろになっているのとか、ほかのところでも、今回は難を逃れたんやろうけれども、これ、もし風で飛んだりして、ほかのおうちを傷ついたりとか、そういうことがあった場合には、ここの修繕だけではとどまらんような状況になっておると思うので、こういったものをどうしていくのかなど。

今、使える、住めんものではないと言われましたけれども、そういった計画というのはある程度もう明確にしていってもらわなあかんのやないかなと思うんですけども。

○内山教育総務課長　教員住宅も含めて、学校校舎もそうなんですけれども、休校という段階を踏んで廃校ということに基本的にはなるかと思っておりますけれども、その廃校となって、今後、使用が、使用の見込みがないと。しかも、なおかつ老朽化が進んでいるといった状況になって今後来るかと思っておりますので、計画的な、予算が伴うものでございますので、そのことも、ほかのこととも関連したことで協議する必要があると思っておりますけれども、計画的な取り壊しということを今後、考えていかなければならないというふうに考えております。

○奥田委員　いろいろ幾つかお聞きしたいことあるんですけど、まず、今回上っている、災害関係の予算なので、速やかに対応してあげてほしいなと思うんですけど、既に終わっている工事と、これからのものと、どういうふうになっているのか、ちょっとそこを詳しく教えてもらえませんか。

この資料のほうがいいのかな、資料2に沿ってのところ。

どれがもう終わっていて、どれが終わっていないと、これからという。

○南委員長　先ほどの市民サービス課長の説明の中で、法人の扉があれだということで、これは、もう急を要する問題として、直ちに修繕をして、後づけになるんですけども、損害賠償額の今回、決定するという事なんですけれども、ほかにはやられていないでしょう。

ちょっとお願いいたします。

○内山教育総務課長　学校教育施設につきましては、まず、窓ガラスが割れたところについては、既に既決予算のほうで修繕をさせていただいております。

それから、屋根等については、雨漏りを防ぐためのブルーシートというような仮設の補修についてのみ、既に執行をさせていただいておりますけれども、ほかの部分については、まだ今のところ、現在、手をつけていないという状況でございます。

○奥田委員　それ以外のところはどうか。

○南委員長　もう一度、もう一回、ちょっとはっきり質問を。

○奥田委員　それ以外のはまだあれですね、やっていないということでもいいんですかね、これ。

農林のほうでかかっているやつとかね。

○内山水産農林課長　私らは、まだ、現在、まだ執行しておりません。

○奥田委員　先ほどちょっと気になったんですけど、この損害賠償の話というのは、ちょっと戻るようで申しわけないけど、これ、今回、予算で4万3,000円上がっていますが、これは専決処分というわけじゃないんですよね、もうね。やってしまっている。既決予算の中でやったということなのか。それとも、専決じゃないんでしょう、専決じゃなくて、予算で、この議案として上ってきておるもので。どういうふうに理解したらいいんか。

○南委員長　法的根拠のもとで説明をお願いします。

○宇利財政課長　賠償金につきましては、あくまで実施していただくのは向こうさんで、市の予算でとして執行されるものは、まだ未執行でございます。

向こうがかかった費用に対して、賠償金としてお支払いをするというところで予算化をしておりますので、市の予算を使って直接的に直すというのではなくて、所有者の方が直されて、それに対しての賠償金として予算を計上させていただいているということです。

○南委員長　初めから、そう言うてもらわな、ちょっと僕も、ちょっとクエスチョンやったもので、わかりました。

○奥田委員　今委員長言われたように、最初からそうやって説明してくれると、僕も聞かんでよかったんですけど、そういうことで、もう向こうが、向こうとして負担してくれておるもので、それに対するということなんですね、それを損害賠償するかどうかということなんやね。

わかりました。

それで、先ほど濱中委員が言われたこととちょっと関連するんですけど、その教員住宅は、今、教育の総務課長言われたように、休校から廃校にするの、何か今後、そういうのが、時期が来るでしょうみたいな話がありましたけど、今後、使う、須賀利なんか、須賀利小学校とか、使う可能性はあるんですか、もう廃校でいいんじゃないんですか。まだ使う可能性というのはあるという、休校のままということなんですか、その辺がちょっとよくわからなかったのと。

もう一個、もう一点は、三木小とか、三木幼稚園とか、三木里小学校、これは今後、統合されますよね。九鬼小も、これ、もう今、休校ですか、廃校、休校なのかな。そういうところのこの、応急、僕は、どうなんですか、もう完全にきちっと直すものなのか、応急措置的に直すものなのか。結構金額大きいんですよ、三木小なんか124万、三木幼稚園なんか189万とか、これ、三木浦だけで300万超えておるんですよ、これね。これが妥当、ちょっとどうなのかなという、応急措置的であれなのか、きちっと直すものか、その辺のところちょっと教えてもらえますか、その2点。

○南委員長 教育総務課長、今、奥田委員さんからの休校、廃校の指摘があったんですけども、今現在、中学校3校と、一応モクモクしお学舎のあれは、小学校は別に、その違いのあれだけ、先にちょっと教えてくれますか、休校と廃校を。

○内山教育総務課長 今現在、廃校というところの学校につきましては、行野、曾根、早田、古江、九鬼中学校が廃校となっています。それ以外のところにつきましては、現在運営されているというところと休校となっているということでございます。

それから、休校と廃校と問題については、まず、学校が閉校した際には、一旦休校という形はとっておりますけれども、学校としての用途が今後見込めないところについては、ある一定の年数を定めるなり、地元との協議を踏まえた上で、廃校という手続を踏んでいく必要があると考えていますけれども、今、現段階におきましては、そういった決め、基準というものを設けておりますので、今後、そういった年数であったりとか、地元との協議も踏まえた上で、ある一定の基準をつくっていく必要があるのではないかとというふうに考えています。

それから、三木小と三木幼稚園の修繕のことについてですけれども、今現在、それぞれ両方とも運営を行っております。運営を行っている関係で、当然、雨漏りの修繕は行う必要があると考えておりますので、原形復旧をするという基本的な考え方に沿って修繕を行うということでございます。

○奥田委員 以前は、休校、廃校と、きょうは、ちょっとその議題じゃないのであれやけど、休校でも別に、今、補助金もらっていないんでしょう、その交付金とか、ないじゃないですか。

休校でも、廃校でも一緒ですしね、その辺の、さっきも濱中委員言われたように、きちっとその辺どうしていくのか、このきちっと計画を僕つくったほうがええと思うんですけどね、これね。そうやないと、これ、今回の今、原形復旧と言われまし

たけど、これも来年、これ、休校になるのわかっておるんですから、その辺、どの辺まで直すのか、今後、壊すということも当然考えてくるでしょう。壊す、財源がどうなるかというのも問題もありますけど、そういう方向になってきますよね。

その辺、ちょっと。

○二村教育長　　これまで、先ほど課長から説明ありましたように、今、教育財産として、その休校措置で維持管理させてもらっておるものが結構あります。そういう点で、やっぱり今回のことも踏まえてですけども、その以前から、実は休校、廃校のこの取り扱い基準を明確に示した形で議論を進めていこうということで、教育委員会としての一つの考え方というのは今、一定つくり上げてきております。

今後、市全体でそのことを協議していただいて、そこのところを明確に示すという取り組みを開始しておりますので、またそれが明らかになってきた時点で、この説明等をさせていただいたらというふうに考えております。

○奥田委員　　ぜひその辺のところ、きちっと僕は、議会報告会の中で、梶賀小学校をどうするんやとか、早う壊してくれという話もあったしね、ぜひその辺、計画立ててやっていただきたいと思います。

それと、もう一点だけ、済みません。

農林のほうで、ちょっと1点確認したいんですけど、農林で、この災害復旧費120万上っておるんですけど、資料14を見ると、事業費が170万じゃないですか。この辺のちょっと、予算の仕組みをちょっと教えてほしいんです。

○内山水産農林課長　　10款災害復旧費なんですけれども、当初に100万円の計上がありますので、合わせて全体で220万ということで、今回、補正額で120万を計上させていただいております。

○奥田委員　　なるほど、100万あるから、120万追加して、220万の工事をやるということですね。

それで、1点だけ、済みません、もう一点だけ、済みません。

資料13ページの須賀利の一番奥ですよ、これね、灯台があるところの林道ですよ。

ここを、その一番手前のところが電柱があって、電柱も折れておりますでしょう。電柱も折れておるんですわ。これ、直したら、ここ早く、僕ら須賀利で議会報告会やったときも、早く直してくれという話があったんやけれども、これ直して、すぐ通れるようになるんですか。

あの電柱はどうなるのかな。電柱も真っ二つに折れておるんですわ、折れておる

のありますけど、まだ生きておるんですけどね、あの電柱は。

○内山水産農林課係長　　これ、工事にかかるときに、N T Tの電柱になるかと思うんですけども、その担当の方と協議して、一緒にやっていく、復旧をやっていく予定であります。

○奥田委員　　一緒に工事をやっていただくということですね。

それと、年内にはいけようですか。何か早くやってほしいという話が、この前、議会報告会でもあったんですけど。

○内山水産農林課係長　　入札になりますので、とった業者の都合もあろうかと思えますけれども、なるべく早く復旧できるように、住民の方のために早く復旧できるように進めていきたいと考えております。

○三鬼（和）委員　　先ほどの休校、廃校に関係してなんですけれども、三木小学校、三木幼稚園の修繕があるわけなんで、現在、三木小学校自体は、津波時の二次避難所に指定されておって、地元からすれば、小学校として使われておるときには、その施設そのものはすぐに使えるだろうという認識がありますけど、休校にしてしまうと、休校とっていても、もう全然使わないわけなので、地元からは、早く廃校にするなり、何なりということを考えてくれということが市長等々に来ておると思うんですね。

地元とすれば、もう市長が、三木小、三木里小学校を賀田と統合するという、こんな結論が出るとは想定さえしていなかったもので、そういった大きな問題をちょっと抱えておってね、土砂災害のときにはちょっとそういった指定はありますけど、津波に関してはそういうことになっているので、教育委員会は、いろいろなものをするときのプロセスについてはほかの課よりもしっかりしておると思うんですけど、ただ、結論が出にくいのが教育委員会というところもあるんですけど、そういったところの考えはどうなの、市長、教育長は。

○加藤市長　　おっしゃるとおりでして、正直言って3月で、3月末で三木小、三木里小学校で、もう一つは三木幼稚園というのは、誰もいなくなるという事実があります。

本来であれば、今までの慣習であれば、そのままの状況なんですよね。これはやっぱり問題あると思います、私自身も。

ただ、正直言って、三木浦、三木里のほうから、その学校の再利用、例えばこの前ありましたんですけども、三木浦の三木小学校の運動場、これをグランドゴルフに使わしてくれへんとかね、いろんな用途は、やっぱりその辺のところは十分聞

いていかなきゃならないと思うんです。

前々から、委員おっしゃるように、三木小学校については、津波の場合のやっぱりその避難場所というようなこともあって、そういうことで、教育委員会の範疇にとどまらなくて、やっぱり市として、どう考えていくかということをやっぴり本当にやっていかなきゃならないと思います。

それは、指示は出しておりますので、今後、具体的にどうしていくのかということ、方向性だけでも早くお伝え、御報告できればと思っておりますんですけども、その辺の三木浦、三木里、特に来年の3月で人がいなくなる、児童、園児がいなくなったときに、どう跡を使うのかということも含めて、今、既存のさっき出ていました学校について、どうしていくのかという、まず、その方向性を出させていただいて、やっぱり市全体で私自身は考えていかなきゃならない話だと思っておりますので、それは一応、全部上げております。

○三鬼（和）委員　ありがとうございます。

三木小学校のみならず、三木里小学校についても、急遽学校が閉じられるということが決まったわけですので、まちづくりの観点から、今後は、やっぱりそういった使わなくなる学校をどうしていくかということ、教育委員会の方に任さずしていただきたいと思っております。

それから、先ほど、議案第65号なんですけど、市民サービス課長、これ、損害賠償の相手が市外法人になっておるのに、あたかも市が直したみたいな説明したので、その辺は、先ほど委員長からも指摘がありましたけど、やっぱりこの辺は、議案の何たるものかをちゃんとわかった意味で説明していただきたいなど、私も聞こうかなと思っていましたので、注意だけさせていただきます。

○内山委員　学校フェンスのことについてなんですけど、第3回臨時会でも言わせていただいたんですけど、尾鷲小学校の運動場フェンスですが、やはり尾鷲中学校のほうの写真と同じような、老朽化で同じような危険性があると思われるんですが、今後の今の考え方というか、そういうのをお聞かせ願いたいんです。

○南委員長　特に直接議案とは関係がないんですけども、もし方向性が定まっておれば、お答えをしていただきたいと思っております。

○内山教育総務課長　この間、ブロック塀の解体とか、解体に伴う新たな設置ということで、フェンスを設置させていただきました。

この間設置した以外のところのフェンスにつきましても、当然、委員御指摘のように老朽化してございますので、それらについては、既決、新年度、あるいは今年

度の予算の残高を見る中で、補修を、まずは補修という形でやっていきたいと思っております。

以上です。

○南委員長　　よろしいですか。

他に、66号について。

○楠委員　　それでは、議案の65号についてなんですけど、基本的にこれは賃貸借契約を結んでいる建物で、あと、保険には入っていたかと思うんですけど、免責の関係も含めて、基本的に賃貸借契約を結んであるのであれば、この施設の利用の関係もあわせて、団体がもう名称が変わっているわけなので、その辺も少し検討した上で、今後、市の負担が少なくなるような、あるいはいわゆる保険で対応できるような考え方というのは今後持っているのかどうか、その辺ちょっとお聞きします。

○内山市民サービス課長　　先ほど委員さんおっしゃられたように、相手方も建物の保険には加入はしておりました。

ただし、免責の関係で、20万円以下の修繕については保険金が支払えないというような契約をしているということを確認させていただいております。

ただ、その免責の額を下げると、保険料とかの金額が上がるという部分もございますので、今後、単年度契約をする中で、修繕費についてとか、保険のことについては、相手方と交渉はさせていただきたいと考えています。

以上です。

○楠委員　　次に、66号の関係で、学校の今の教職員が使われていない建物を、まだ実際に使えるという話なんですけど、それも含めて、公共公益施設はほとんど一括で保険は入っていると思うんですけど、それを、教職員は使っていないんだから、外した場合と、継続して保険を払った場合と、この修理代含めて実際のその比較したときに、どちらが大きなウエートを占めるのか。いわゆる保険に入っていたほうが、建物を壊さない限りは保険対応できるのか、それとも高い保険金を払って、払ったほうがいいのか。

というのは、あくまでも市の税金、市民の税金を使っているわけですから、保険金を下げるという方法も一つあるかと思うんですよね。その辺の比較というのはされているかどうか。

○宇利財政課長　　実際出てくるものが災害ということで、例えば公用車の保険のようなものは、毎年一定数、ある程度把握ができて、どの公用車で事故が起こすのかというのは正直把握しにくい状況にありますので、そういう部分での検討という

ことであれば、現状は、保険に加入していたほうがメリットが高いだろうと考えております。

しかしながら、こういう災害の部分については、正直、今までそれほど、市有物件という形で保険に自動的に加入という形が多かったものですから、今後、それも検討課題として、どちらのほうがメリットが高いのかを検討させていただきたいと思います。

○南委員長 他にございませんか。

よろしいですか、議案 65 号と 66 号については。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、次に、議案第 67 号、平成 30 年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第 2 号)の審査に入りたいと思います。

病院側、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、付託された議案の説明をお願いいたします。

○河合総合病院事務長 尾鷲総合病院でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 67 号、平成 30 年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第 2 号)の議決について、補正予算書及び予算説明書の内容について御説明いたします。通知いたします。

1 ページをごらんください。

第 1 条、平成 30 年度尾鷲市病院事業会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条、平成 30 年度尾鷲市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、特別損失中災害による損失 746 万 3,000 円の財源に充てるため、企業債 280 万円を借り入れる。

収入の部として、第 1 款病院事業収益、既決予定額 43 億 7,718 万 1,000 円に、補正予定額 184 万 6,000 円を増額し、合計 43 億 7,902 万 7,000 円とするものでございます。

第 3 項特別利益、既決予定額 10 万円に、補正予定額 184 万 6,000 円を増額し、合計 194 万 6,000 円とするものでございます。

支出の部として、第 1 款病院事業費用、既決予定額 43 億 7,085 万 8,000 円に、補正予定額 742 万 9,000 円を増額し、合計 43 億 7,828 万 7,000

0円とするものがございます。

第2項医業外費用、既決予定額7,249万3,000円に、補正予定額3万4,000円を減額し、合計7,245万9,000円とするものがございます。

第3項特別損失、既決予定額80万円から、補正予定額746万3,000円を増額し、合計826万3,000円とするものがございます。

第3条、予算第4条本文括弧書中（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,955万5,000円は一時借入金で措置するものとする。）を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,963万4,000円は一時借入金で措置するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部として、第1款資本的収入、既決予定額2億8,839万4,000円に、補正予定額1,260万円を増額し、合計3億99万4,000円とするものがございます。

第1項企業債、既決予定額1億290万円に、補正予定額1,260万円を増額し、合計1億1,550万円とするものがございます。

支出の部として、第1款資本的支出、既決予定額4億1,794万9,000円に、補正予定額1,267万9,000円を増額し、合計4億3,062万8,000円とするものがございます。

第1項建設改良費、既決予定額1億2,296万5,000円に、補正予定額1,267万9,000円を増額し、合計1億3,564万4,000円とするものがございます。

次に、2ページをごらんください。

第4条、予算第6条企業債を次のとおり補正する。

追加といたしまして、附帯設備整理事業、これは特別損失の災害による損失に充当するもので、限度額は280万円。

附帯設備整備事業、これは建設改良費の中の排気筒設置工事に充当するもので、限度額は1,260万円とするものがございます。

起債の方法、利率等につきましては、記載のとおりであります。

このことにつきましては、補正予算説明書で改めて御説明いたします。

次に、3ページをごらんください。

平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）説明書でございます。

款、項につきましては、先ほど説明いたしましたので、省略させていただきます。

(1) 収益的収入及び支出のうち、収入の部、3項特別利益、2目その他特別利益184万6,000円の増額は、1節その他特別利益184万6,000円の増額で、台風被害の修繕に対する災害共済金の収入でございます。

次に、支出の部、2項医業外費用、5目消費税及び地方消費税3万4,000円の減額は、1節消費税及び地方消費税の減額で、納付消費税及び地方消費税の再算定によるものでございます。

3項特別損失、2目災害による損失746万3,000円の増額は、1節災害による損失で、台風被害による修繕等によるものでございます。

このことにつきましては、後ほど資料で説明をさせていただきます。

(2) 資本的収入及び支出のうち、収入の部、1項企業債、1目企業債1,260万円の増額は、1節企業債1,260万円の増額で、ボイラー排気筒設置工事に伴う附帯設備整備事業債の増額でございます。

次に、支出の部、1項建設改良費、2目工事費1,267万9,000円の増額は、1節工事請負費1,267万9,000円の増額で、台風被害により既存のボイラー用煙突を解体することに伴い、新たにボイラー用排気筒を設置する工事を実施するものでございます。

このことにつきましても、後ほど資料で説明させていただきます。

次に、4ページをごらんください。

財務諸表について御説明させていただきます。

なお、財務諸表に記載している数字は平成29年度決算額をもとに算出したものでございます。

平成30年度尾鷲市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。これは、平成30年度1年間の現金の増減をあらわすものでございます。

5ページをごらんください。

下段の今年度末の資金残高は1,476万円となる見込みでございます。

次に、6ページをごらんください。

平成30年度尾鷲市病院事業会計予定損益計算書でございます。

7ページをごらんください。

現在の見込みとして、下から3段目の当年度純損失は8,331万5,000円となる見込みでございます。

8ページからは予定貸借対照表及び注記を記載しておりますので、御参照ください。

以上が平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）及び予算説明書の説明でございます。

引き続き、課長から資料の説明をさせていただきます。

○平山総合病院総務課長　それでは、資料のほうの説明をさせていただきます。

通知いたします。

それでは、1ページ、資料1をごらんください。

今回の補正に係る特別損失及び建設改良費の内訳についてということで、これは、台風21号被害に対する修繕工事等の内訳でございます。

まず、1番の表、特別損失及び建設改良費の内訳についてということで、科目、特別損失のうち災害による損失分で、①から⑧までの委託業務から修繕を計上しております。それぞれの予算額の内訳、これが合計で746万3,000円。

こちらの財源内訳につきましては、①の煙突解体工事発注支援業務委託につきましては、企業債が280万円の入ということと、あと、②、③につきましては、災害共済金の2分の1がございまして、病棟の屋根修繕につきましては、予算額の302万8,000円に対して160万3,000円、アルミテラスの修繕につきましても、同じく2分の1の24万3,000円、合計いたしまして184万6,000円の災害共済金となっております。それ以外につきましては、一般財源として、①から⑧までの合計で281万7,000円となっております。

次に、建設改良費につきましては、ボイラー排気筒設置工事、こちらは、先ほど御視察いただきました外来棟の北側の壁面に設置するものでございますが、こちらにつきましては、予算額1,267万9,000円に対しまして、企業債のほうを1,260万充当し、一般財源としては7万9,000円となっております。

これら合計いたしまして、予算額につきましては2,014万2,000円と、財源内訳につきましては、企業債で1,540万、災害共済金が184万6,000円、一般財源につきましては289万6,000円となっております。

2が被害状況等でございますが、①から⑨までのそれぞれ被災を受けた現場等についての写真と被災箇所を黄色の丸囲みにしております。それぞれの被害箇所の位置につきましては、2ページの下段の図面のほうに、それぞれの箇所について位置を示させていただいております。

次に、3ページのほうをごらんください。

こちらが、煙突解体工事及びボイラー排気筒設置工事のスケジュール予定でございます。

まず、一番上のボイラー排気筒設置工事につきましては、予算の可決後、約3カ月の工期を持ちまして、今のところのスケジュール予定としましては、来年3月の上旬から中旬ころにかけての工事、設置工事を実施するという事で、中段が、煙突書いた工事に伴う発注支援委託業務でございますけれども、こちら、先ほどのボイラー排気筒設置工事と合わせました同時期で、こちらの業務を行っていくスケジュールとなっております。

あと、一番下、煙突解体工事でございますが、こちらのほうは、中段の煙突解体工事に伴う発注支援業務委託の経過を受けまして、予算化という手順を踏んでいく事業でございますけれども、こちらにつきましては、それらもろもろ進行を見まして、現在のところ、来年度の5月の初旬に着工し、約3カ月半程度の工期で工事のほうを進められればというようなところで、今のところ、スケジュール予定としております。

資料の説明につきましては以上でございます。

○南委員長　　以上が病院事業会計の補正予算に関する説明でございます。

○三鬼（和）委員　　3条資金のほうで、特別損失、煙突解体工事発注支援業務委託で289万8,000円なんですけど、これについて、業務委託の内容、中身というのかな、解体するのに当たって、その費用を積算していただくとか、そういったことと、どこを業務委託するのを予定しておるのかと、この辺を説明してください。

それと、もう一点、4条資金のほうの建設改良費で、ボイラー排気筒設置工事、先ほど見せていただいているんですけど、大体はこんなするんやなというのはわかったんですけど、1,269万7,000円についての積算というか、業者複数から見積もりとってしたのかどうかと、ちょっとその根拠について御説明願いたいと。

○平山総合病院総務課長　　まず、一つ目の煙突解体工事に伴う発注支援業務につきましてですが、こちらのほうの具体的な業務委託内容といたしましては、ダイオキシンの処理を含めた解体工事について、実施可能な事業者から見積徴収とともに、その業者のヒアリング等も実施するというような内容を考えております。また、その解体の施工計画の比較検討であったり、工事の発注条件の検討、それらを踏まえまして、発注仕様書、設計書の作成を行っていくといった内容を考えております。

解体工事に伴う発注支援業務についての委託先、契約先という御質問につきましては、現在のこの煙突については、病棟と外来棟の非常に狭い場所に設置されておるといふことと、あと、実際、病院内での構築物ということでございますので、安

全かつ確実に工事を施工する必要があることから、煙突の解体工事について、近隣等でちょっと聞き取り等も進めたところ、紀北町でごみ処理施設の解体工事を発注支援業務の実績のございます一般社団法人三重県環境保全事業団を、契約先として今、検討しておるところでございます。

あと、排気筒の工事に関しましては、今回、予算計上の積算に当たりましては、2事業者から見積徴収を行うとともに、ボイラーの排気筒でございますので、実際、当院で設置しておるボイラー事業者からの聞き取りを行った上で、それぞれ見積徴収をさせていただきました。

ただ、高層の建物に布設する煙突でございますので、足場の設置であったりという部分で費用等を積算に含めておりますので、それら実際の見積書のほうをベースとして、今回、予算計上に当たる設計金額のほうを算出しております。

○三鬼（和）委員　特に煙突解体工事発注支援業務委託については、解体のための費用の積算とか、そういったのもここの業務の中でやっていただくということですね。

それと、視察してみたところ、確かにダイオキシンの処理というのが一番大きな問題でしょうけど、狭いところにあるとか云々とすると、建設業者というのかな、そういったきちとした手当てというのか、そういうのをしてやらないと、事故とかそういった形があるもので、ただ単なるダイオキシンの扱えるというのだけでいいのかどうかと、そういった組み合わせというか、そういったことはどんな考えなんですか。

○平山総合病院総務課長　今回、設計支援業務を算定するに当たり、実際の煙突の解体の発注に関しては、現在、ダイオキシン対策特別措置法が施行されて以降、労働安全衛生規則のほうで規定であったり、現在、解体に伴って必要となる規定というのは、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱というのが出されておりました、それによってダイオキシン類の飛散による周囲への環境汚染の防止ですとか、及びその作業員の方へのばく露防止というのが要綱のほうで、要綱と先ほどの労働安全衛生規則のほうで守るべき事項というのが決められておりますので、それを実際に行う事業者というのは、それぞれの規定によって、具体的なその解体工事を行う事業者は、先ほどの労働安全衛生規則のほうで、化学物質について知識を有する者の中から、そのダイオキシン類の作業指揮者を選任しなさい。あと、実際にその労働者のダイオキシン類へのばく露を徹底するための基本的な安全教育等の実施等についても細かく規定されておったり、実際にダイオキシ

ン類の濃度測定を行って、作業環境の条件についてもその要項のほうで定められておりますので、そちらのほうを実施できる事業者というのが、今回の煙突の解体工事の実際に請け負っていただく事業者への求められる要件となっていて、なっていると考えております。

○三鬼（和）委員 何、ダイオキシンを、そういったする会社が、例えば解体のための建設業者とかを使うてやるとか、統合的にそれが両方とできるところに依頼してというか、工事費依頼するようにするとか、どっちなんですか。

両方とこう持っておるといところは、市内では難しいんじゃないですか、どうなんですか。

市外業者にもう合わせて、ないと、入札のときに募集するというならあれですけど、財政、経済がこういった状況の中では、できる限り市内業者という、市の業者ができれば、それにこしたことはないと思うんですけど、全部総合的に、例えば建設会社が、そういうダイオキシンのを持っておるゼネコンみたいなどころがあれば、簡単に問題はないと思うんですけど、どうなんですか、地元の業者としては、そういったこれを決めてする部分には、地元の業者も仕事をとれる、できるんかどうかということと、できるんかというのはおかしいですけど、どうなんですか、その辺。

○平山総合病院総務課長 実際の工事発注に当たってのその仕様という部分で、法令等に基づく要件を満たすことということになるんですけども、ただ、必ず社員さんの中にその方がという要件ではございませんので、指揮監督を行う者を工事現場に配置というような要件を満たしておればということもございますので、その辺のところにつきましても、先ほどの発注支援業務の中で、業者選定という部分の中に含めまして十分検討してまいりたいと考えております。

○南委員長 じゃ、最後でお願いします。

○三鬼（和）委員 とにかく、先ほど見てきた中で、あの狭いところで工事するということがあって、二次災害というのか、そういったことのないような形でですね、それと、医療をやりながら工事してもらおうということがありますので、その辺も含めて、ダイオキシン大事ですよ、ですけど、工事そのものも、そういった完璧にやれるということをきちっと担保していただきたいと思いますので、お願いします。

○高村委員 三鬼委員に関連しまして質問をしますけど、病院は、財政的に厳しいのはわかっていますね。それで、いかにして安くするには、やっぱり建設と解体を分けて、入札でやるべきやと思うんさ。

そうしないと、一緒の、建設と解体を一緒らにしようたら、その業者決まっています、競争は少なくなっていくと思うんですね。やっぱり解体は解体でやってもらって、建設は建設でやってもらうように、要望します。

○南委員長　今回の議案と区切ってちょっと説明してもらわんことには、ごっちゃになったような議論展開やもんで、そこら辺を踏まえて、よろしく願いいたします。

○平山総合病院総務課長　先ほど、ちょっと工程表で、煙突工事解体と新たな建設分というのをちょっと説明してしまった加減で、ちょっと誤解をお与えした状況もあるかと思うんですけれども、今回は、まず、その委託業務としまして、煙突解体のための設計の支援業務ということで、実際の解体工事のための設計書等を作成する事業を今年度行いまして、それを持ちまして、来年度に煙突解体に、工事……。

（「別ですね」と呼ぶ者あり）

○平山総合病院総務課長　はい、そういう形で実施させていただく予定をしております。

○南委員長　他にございませんか。

○野田委員　第4条のところの予算第6条企業債を次のとおり補正するというところで、もらった資料で、1ページ、同じ企業債なんですけれども、一つは、収益的支出のほうの特別損失で280万、一つのほうは、建設改良費ということで1,260万、これ、どのような違いで、内訳、どのような形になっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○南委員長　ちょっと出してくれる、タブレット。

○野田委員　2ページのところの。

○南委員長　お願いします。

○河合総合病院事務長　企業債の件ですけれども、附帯設備整理事業ということで、一応ソフト事業というか、3条予算に充てるために一応起こす起債でありまして、8ページ、9ページのほうに、貸借対照表のほうが一応記載されておりまして、9ページの固定負債の中の（1）企業債の中のイのほうは建設改良のほうの財源に充てるための企業債ということで整理をされておりまして、ロ、その他企業債ということで、ここの部分にいわゆるその3条予算、280万ですけれども、今回充てる企業債280万について、上げられると。

○南委員長　ちょっと済みません、静かにしてください、発言中でございますので。

○野田委員　　今言われた、その9ページのほうに、その他の企業債として280万計上していますよということですね。

それで、ごめんなさい、この内訳なんですけれども、起債の方法、利率ということと書いてあるんですが、これは、期間はどれぐらいの形で借り入れされるんですか。

○河合総合病院事務長　　一応附帯設備整理事業というのは、国が定める企業債の整理の中で、公営企業の施設等の整理債ということで10年が限度になっていますので、一応今、10年間を償還期間として設定させていただくつもりでおりますし、下の附帯設備整備事業というと、新たに設置する煙突が一応金属製ということで、耐用期間が10年ということですので、下についても10年を償還期間として考えております。

以上です。

○野田委員　　上のほうは、同じ政府系の、ちょっと細かい、政府系の企業債で借りる、その辺どうですかね。

○山本総合病院総務課係長　　上の280万円に関しましては、平成26年度からできた企業債になります。公営企業施設等整理債という名前なんですけど、建物の老朽化とか、用途廃止はしても、なかなか資産の廃棄がお金がないのでできないというような、国から見てもそういう現状があったので、こういう新たな企業債、用途廃止等するに当たって、するための企業債の借り入れができたわけなんですけど、これに関しましては、280万円は民間資金等を活用することというふうに、ルールになっておりますので、私どもとしては、市内の金融機関から借り入れをしたいというふうに考えております。

下の部分の附帯設備整備事業債の、建物のボイラー排気筒設置に関しましては、従来どおり政府系ということで、地方公共団体金融機構とか、財務省等のそういう国の機関の借り入れをしていきたいというふうに要望する予定です。

以上です。

○野田委員　　わかりました。

それで、最後に、いろんな設備に対する返済計画、資金計画ということが今後、大きな部分だと思うんですけれども、そういう返済計画等は十分つくられていると思うんですけれども、その点は大丈夫かなというところをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○河合総合病院事務長　　一応企業債については、30年度当初でいくと、元利償

還金で3億5,000万ぐらいということで、今後も、その3億5,000万から3億、4億弱でこう推移するんですけども、一応病棟を建設したのが平成8年になっておりまして、償還期間が30ですので、平成38年ごろになると、一気に1億8,000万ぐらいになる予定で、それまでは今、一応3億5,000万から3億9,000万の間ぐらいで推移する状況でということで今、見込んでおるところでございます。

○南委員長　　よろしいですか。

○奥田委員　　ちょっと関連なんですけど、その煙突解体発注支援業務委託289万8,000円のうち280万が施設整備債ということなんですけど、これが、もう一遍ちょっとわかりやすく説明してほしいんですけど。

これ、皆さん御存じのとおり、病院会計のこの説明書3ページなんか見ると、収益的収支と資本的収支、大きく二つに分かれて、施設の整備とかは資本的収支に入ってくるじゃないですか、収入ね。それに対する企業債というのは、当然その資本的収入かな、に入ってきますけど、今回、これが資本的収入に280万のこの施設整備債ということなんやけれども、それでさえも、それであるのに、資本的収入に入っていないその理由というものは、先週もちょっとまた議運、全協で聞いたけれども、ちょっとわかりやすく説明してもらえませんか、これ。

○河合総合病院事務長　　その3条予算、いわゆる収益的収支に関する予算案の中で、収益的支出に要する資金として企業債を起こす場合というのは、いわゆる公営企業法に基づいた公営企業会計予算のルールとして、資金の手だてではありませんので、その4条予算には計上せず、3条予算の本文中に借りられる旨を記載するということがルールになっています。

これは、企業債の借り入れというのは本当の資金の手だてであって、その営業活動に伴う収益とは言いがたく、損益計算の要素に入れることは不適當というような解釈から、いわゆるその本文中に書くと、損益計算書の中に入れないというようなイメージになっています。

なお、この企業債については、その貸借対照表の固定負債または流動負債に計上されて、その元金償還金については4条予算で、支払い利息については3条予算で今後、計上させていただくことになることになっております。

以上です。

○奥田委員　　その辺ちょっとわかりにくいので、本当、資本的収支やったら資本的収入と資本的支出が合致するような、資本的、言っている意味わかると思うんや

けど、資本的……。

○南委員長 中断します。

(休憩 午前 11時59分)

(再開 午後 0時00分)

○南委員長 続行します。

○奥田委員 本来なら、普通なら、資本的収支と収益的収支があって、収入と支出を費用と考えた場合、入ってくるほうと出ていくほう、資本的収入と資本的支出が均等するというか、資本的収入も資本的支出も合致するというふうな感じやと思うけど、今回の場合、これは、支出は、収益で支出、災害によるということで特別損失的なあれ、特別損失なもので、これ、収益的支出やけれども、入ってくるのは、これ、資本的収入みたいな感じで、入り組んでおるような感じですよ。

山本さん、そうじゃない、そうだよ。

こういう場合は、1ページの2条のところに、なお書きで書いていますけど、特別損失中災害による損失の財源に充てるため、企業債280万を借り入れると。こういう書き方にするんだよということなんです。

どうなんですか、山本さん。担当としてちょっとわかりやすく説明してもらえませんか。あと、損益計算書とか、そのキャッシュ・フローの関係。

○山本総合病院総務課係長 通常、資本的収支の予算に関しましては、そういう工事を行ったり、物を買ったりすることによって、そのものを固定資産に計上すると。

その固定資産に計上するものに関する収入として企業債を充てるということで、資本的収支で経理をしているわけなんですけど、今回の公営企業施設等整理債に関して、廃棄することになるわけなんですけど、今回は、煙突の解体のための設計費ということですので、資産形成がないと、本当にものを廃止するだけということになりますので、特別損失として、その分のいわゆる除却とよく似たような形で計上することになるわけなんですけど、収入に関する企業債に関してをこのような形で収益のほうに入れてしまうと、あくまでも借金を収益のほうに上げてしまうと、その分だけ、見た目上の赤字額がその分がなくなるということになりますので、そういった経理のやり方は不適當という公営企業のルールがありますので、今回は実際の貸借対象、キャッシュ・フロー等には内容はお示しさせてもらって、バランスはとってはいらるんですけど、予算上においては、第何条の収支、収入として上げてし

まうと、収益として上ってしまうので、そういうことはできないということですので、このような形の予算計上になっております。

○奥田委員　　そうしたことなんでしょうね。

だから、損益計算書の特別損失は出てきて、キャッシュ・フローにもちゃんと載っているということで、それで、もう一点確認したいんやけれども、これに対する減価償却、残っているものがないのか、それと、これに対する補助金の長期前受金の収入とかあるじゃないですか、それに見合った収益上げていくという。その分はどうなっておるんですか、計上はせんでもよかった。

○山本総合病院総務課係長　　今回の煙突に関しましては、年数が経過しておりますので、減価償却自体は終わっております。ですので、次回ですね、翌年度の話なんですけど、解体工事を盛り込んだときには、当然除却をするということになりますので、その分の残存価格の部分を、翌年度としては固定資産除却費として計上することになる見込みです。

以上です。

○奥田委員　　もう一点確認したいんやけど、このキャッシュ・フローね、5ページなんですけど、これ、その280万の分もこの建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入というのに入ってくるんですか、これは。

○山本総合病院総務課係長　　今回、キャッシュ・フローの5ページを見ていただいた中で、建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出で、企業債のための収入として1億1,550万、通常の4条の企業債の部分と、それから、2段下にその他の企業債による収入で280万円と、こちらのほうで、建設改良ではないということで、このように計上するということになっておりますので、上げております。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

○濱中委員　　資料にあります、ちょっと細かいところなんですけど、2ページですね、資料の。

ここに、フェンスの、フェンスじゃないわ、駐車場の案内図、⑤ということで並んでいまして、それぞれに破損しておって、これを修理するとなっておるんですけども、このボンベ庫前と第3駐車場前と結構近い距離でこれ置かれているんですけども、今回修理するに当たって、これ、両方とも、やっぱり必要やという判断でしたか、その検証されていますか。

これ、角度が違うのはわかるんですよ、あっち向いておると、こっち向いておるとはね。でも、この駐車場を案内する上で、ここ両方とも、やっぱり直しておかんなん必要性というのは確認されましたか。

○平山総合病院総務課長　　済みません、これ、災害後のちょっと写真だけをつけておりますので、この看板につきましては、2ページの前のほうの、済みません、⑤の半分残っておる看板につきましては、病院全体の駐車場のほうの位置を示した案内図がございまして、この次の全く写っていないほうにつきましては、このボンベ庫前、済みません、イシブチ薬局さんの隣に第2駐車場というのがあるんですけども、そちらの方が満車の場合は、第3駐車場、第4駐車場にお回りくださいという内容の看板を設置してございまして、ちょうど第1、第2から、第1のほうの、済みません、1ページのほうの看板につきましても、下が全体の地図、案内図で、上のほうにつきましては、第1駐車場が満車の場合は、第2駐車場、第3駐車場のほうにお回りくださいという、ちょっと違う内容の案内表示の看板になっておりますので、現在のところ、それぞれ復旧するというふうな形で決定を行って、予算計上したといった状況となっております。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　それでは、ないようですので、これで、付託されました議案の審査は終了いたしたいと思えます。

執行部の皆さん、御苦労さんでございました。

引き続き、採決も行いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、当行政常任委員会に付託になりました議案の採決を行いたいと思えます。

議案第65号、損害賠償の額を定めることについて、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長　　挙手全員。

挙手全員であります。

次に、議案第66号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決について、可決すべきものとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。

挙手全員であります。

最後に、議案第67号、平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

○南委員長 挙手全員でございます。

いずれも、3議案とも全会一致で、当委員会は可決されました。

以上で終わります。

（午後 0時09分 閉会）